◇**地方税法施行令等の一部を改正する政令**（政令第一二五号）（総務省）

一　地方税法施行令の一部改正関係

1　道府県民税及び市町村民税

㈠　休眠預金等代替金の支払に係る道府県民税の利子割の特別徴収等について、所要の措置を講ずることとした。（第七条の四の二関係）

㈡　恒久的施設について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。（第七条の三の二及び第四六条の二の三関係）

㈢　内国法人の外国関係会社等に係る所得の課税の特例について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。（第九条の六の二、第九条の六の三、第九条の七、第四八条の一二の二、第四八条の一二の三及び第四八条の一三関係）

㈣　修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る法人の道府県民税又は市町村民税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときの納期限の延長の場合における延滞金の計算方法について、細目を定めることとした。（第九条の一〇の二及び第四八条の一六の三関係）

2　事業税

㈠　恒久的施設について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。（第一〇条関係）

㈡　ガス供給業のうち、ガス事業法第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第一〇項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第二二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものについて、資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）一億円超の普通法人にあっては付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により、資本金一億円超の普通法人以外の法人にあっては所得割額により、それぞれ課することとしたことに伴い、法人の事業税の所得割の課税標準である各事業年度の所得の計算方法等について、所要の措置を講ずることとした。（第二一条の二関係）

㈢　修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る法人の事業税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときの納期限の延長の場合における延滞金の計算方法について、細目を定めることとした。（第三三条の三の二関係）

㈣　電気供給業を行う法人が卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて当該電気の供給を行う場合における当該法人の各事業年度の収入金額から控除する収入金額を、当該法人が当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額とすることとした。（附則第六条の二関係）

3　地方消費税

地方消費税の清算について、消費に関連する指標として従業者数を用いないこととし、小売年間販売額に相当する消費以外の消費に相当する額は、サービス業対個人事業収入額と、小売年間販売額の総額及びサービス業対個人事業収入額の総額の合算額を人口で按分して得られる額とを合計して得た額とすることとした。（第三五条の二〇関係）

4　不動産取得税

㈠　日本赤十字社の事業用不動産に係る非課税措置について、その対象となる不動産に介護医療院を追加することとした。（第三七条関係）

㈡　都市再生特別措置法に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある一定の低未利用土地に係る課税標準の特例措置について、その対象となる低未利用土地の細目を定めることとした。（附則第七条関係）

㈢　中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる不動産の細目を定めることとした。（附則第七条関係）

㈣　宅地建物取引業者が、新築された日から一〇年以上を経過した既存住宅の敷地の用に供する土地（当該既存住宅とともに取得したものに限る。）の取得後二年以内に、当該土地の上にある既存住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該既存住宅のうち一定のものの敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該既存住宅を居住の用に供した場合の当該宅地建物取引業者による当該土地の取得に係る税額の減額措置について、当該土地の上にある既存住宅の細目を定めることとした。（附則第九条の四関係）

㈤　東日本大震災により被災した鉄道事業法に規定する第一種鉄道事業者が取得する、東日本大震災により鉄道事業の用に供することができなくなった鉄道施設であって同法に規定する鉄道事業の休止等の届出に係るものに代わるものと道府県知事が認める一定の鉄道施設の敷地の用に供する土地に係る課税標準の特例措置について、その細目及び手続に係る規定を廃止することとした。（附則第三一条の二関係）

㈥　独立行政法人中小企業基盤整備機構が取得する独立行政法人中小企業基盤整備機構法に掲げる一定の業務により整備された工場又は事業場の用に供する一定の家屋に係る非課税措置について、その手続に係る規定を廃止することとした。（附則第三一条の二関係）

5　道府県たばこ税及び市町村たばこ税

㈠　製造たばこみなされる一定の者により売渡し等がされた加熱式たばこの喫煙用具について、その細目を定めることとした。（第三九条の九及び第五三条関係）

㈡　加熱式たばこの重量又は金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算方法を規定することとした。（第三九条の九の二及び第五三条の二関係）

6　軽油引取税

㈠　次に掲げる軽油の引取りについて、課税免除の特例措置の対象から除外することとした。（附則第一〇条の二の二関係）

(1)　電気供給業を営む者がガスタービン発電装置の動力源の用途に供する軽油の引取り

(2)　地熱資源開発事業を営む者が地熱資源の開発のために使用する動力付試すい機の動力源の用途に供する軽油の引取り

㈡　課税免除の特例措置に係る軽油の引取りを行おうとする者であることを証する書面の有効期間は、道府県知事が定める期間を経過する日が平成三三年三月三一日以後に到来する場合には、同日までとすることとした。（附則第一〇条の二の二関係）

7　固定資産税及び都市計画税

㈠　鉄軌道事業者が一定の市街地の区域等において直接鉄軌道事業の用に供するトンネルに係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象となるトンネルに大阪市が鉄軌道事業の用に供したトンネルを追加することとした。（第四九条の五関係）

㈡　日本赤十字社の事業用固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象となる固定資産に介護医療院を追加することとした。（第五〇条関係）

㈢　日本貨物鉄道株式会社が取得した一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる新造車両からコンテナ用の貨車を除外することとした。（附則第一一条関係）

㈣　津波防災地域づくりに関する法律に規定する管理協定に係る協定避難施設の用に供する家屋のうち協定避難用部分及び協定避難施設に附属する避難の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる償却資産に指定避難施設避難用部分への円滑な避難のために必要な設備を追加することとした。（附則第一一条関係）